

携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する 懇談会説明資料

ソフトバンクモバイル株式会社

2007/12/20

現状のコンテンツ配信サービス

単一のアドレスを指定して特定の相手にデータを配信する

ユニキャストベースのコンテンツ配信

① オンデマンドダウンロード

・映像 ・音楽(着うたフル、着うた) ・データ(ゲーム、電子書籍)

② オンデマンドストリーミング

・映像

コンテンツのリッチ化や、加入者増加に伴う、
周波数不足や設備投資増加の懸念あり

懸念を解消するためには？

ブロードキャストの技術が必要不可欠

弊社では今後、MBMS(Multimedia Broadcast and Multicast Service)の導入を予定しております。

但し、MBMSは現状の携帯ネットワークの容量の一部を割くため、

大容量コンテンツの配信には不向きと理解しています。

大容量コンテンツの配信ができる技術が必要

【3Gとマルチメディア放送のすみ分け】

本来の通信1対1、放送の1対Nの特徴を生かしたコンテンツ配信のすみ分け

3G通信網における コンテンツ配信	放送波における マルチメディア放送
ロングテールに対応したコンテンツ配信 ・オンデマンドダウンロードサービス ・オンデマンドストリーミングサービス	マスを対象とした大容量の映像・情報配信 ・大容量映像及び情報の一斉配信

【マルチメディア放送との関係】

サービス普及促進、事業拡大の観点から、お互いの特徴を生かし、連携することが望ましいと考えております。これらの検討やビジネスに積極的に参加し、ICT分野の更なる発展に寄与したいと考えております。



項目	内容
採用技術は？	<p>国内または海外で標準化されていることは必須条件。国民の共有資産である限られた周波数を効率よく利用できる技術が実装されていることが何よりも重要と考えます。また、我が国のICT分野における国際競争力向上のためには、日本国内のみならず世界中のユーザーの多様なニーズに対応できることが望ましいので、一つの技術に絞りこむ必要はないと考えます。</p>
放送対象地域のあり方	<p>原則、全国とするものの、ユーザの利用状況と事業収支のバランスを見ながら、エリア拡大することが望ましいです。</p> <p>また、マルチメディア放送には、緊急警報放送等の公共的役割は求められるべきではありませんので、カバー率等の規律については、現状の放送や通信に比べ、緩やかなものにする必要があると考えます。</p>
望ましい規律は？	<p>サービス面において、視聴者保護の観点から、有害な内容の放送に関する一定の規律は必要と考えます。</p> <p>ビジネス面においては、新規参入者や第3者の参加を妨げる要因となる規制は一切設けるべきでないと考えます。市場発展のためにもオープンなビジネス環境が必要です。</p>
周波数の有効利用の観点から	<p>サービスの早期普及には、携帯端末に容易に搭載できることが重要です。アンテナ実装の点で問題が少ないVHF High帯でのマルチメディア放送を希望します。</p>

項目	内容
ワンセグの携帯電話ビジネスへの影響	ワンセグ機能は端末購入時の大きなポイントになっており、ユーザにとってほぼ必須の機能となりつつあります。今後は放送サービスの更なる多様化と関連サービスの普及により、種々のビジネスが更に拡大していくことを期待しています。
想定以外の技術方式によるサービス提供	<p>ユーザに対して多様なコンテンツ配信が効率的に可能となる技術方式であるべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● サービス連携が容易 ● 配信にかかるビット当たりのコストが安い ● グローバル仕様
資本関係のない放送事業者からの要望への対応	具体的な要望があれば、そのビジネスメリットをもとに検討します。
その他	2010年と言われる、通信と放送の法体系改正(コンテンツ・プラットフォーム・インフラの横割りの法体系)を踏まえて、懇談会で議論をしていただくようお願いします。